



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ 法人事業税と法人住民税について

法人の決算においては、納付税額が大きくなる法人税や消費税に注目されがちですが、都道府県や市区町村に納める地方税にも注意が必要です。今回は法人事業税と法人住民税についてご紹介します。

## 1. 法人事業税

### (1) 内容

法人事業税とは、法人の所得(利益)に対して課税される地方税で、法人の事業所が所在する都道府県に対して納税します。赤字申告の際には納税義務はありませんが、下記(2)のように一部の法人については赤字であっても納税が必要となります。また、納付した法人事業税は、法人税の計算上損金(費用)として取り扱われます。

### (2) 外形標準課税

外形標準課税とは、原則として事業年度終了の日における資本金又は出資金の額が1億円を超える法人に対して実施される法人事業税の課税方式です。所得に対する課税のほかに付加価値割と資本割という課税が行われます。

#### ① 付加価値割

付加価値割は、その事業年度における単年度損益と収益分配額(報酬給与額・純支払利子・純支払賃借料)を合算した金額に一定の税率を乗じて計算します。

#### ② 資本割

資本割は、法人の資本金等の額に一定の税率を乗じて計算します。

### (3) 税率(東京都の場合)

普通法人に対する法人事業税の税率は下表のとおりです。

事業税の区分		資本金等の額が1億円以下		資本金等の額が1億円超
		不均一課税適用法人	左記以外	
所得割	年400万円以下	3.5%	3.75%	1.18%
	年400万円超 800万円以下	5.3%	5.665%	
	年800万円超	7.0%	7.48%	
付加価値割		—	—	1.26%
資本割		—	—	0.525%

※不均一課税適用法人とは、資本金等の額が1億円以下で、年所得金額が2,500万円以下または年収金額が2億円以下の法人を指します。

### (4) 特別法人事業税

特別法人事業税とは、上記で算出された法人事業税額を基礎として計算され、法人事業税と合算して納税します。法人事業税と同様に、納税される特別法人事業税は法人税を計算する上で損金として取り扱われます。

## 2. 法人住民税

### (1) 内容

事務所や事業所の所在する自治体から課税される法人版の住民税で、法人税割と均等割の合計を都道府県と市町村(事務所等が東京都23区内のみにある場合には都のみ)に納税します。法人税割は法人税額を基礎として計算し、均等割は法人の資本金又は出資金の額に応じて計算します。赤字申告の場合、法人税がゼロとなるため法人税割もゼロとなりますが、均等割は必ず納税することとなります。なお、納付した法人住民税は、法人税の計算上損金になりません。

### (2) 税率(東京都の場合)

普通法人に対する法人住民税の税率は下表のとおりです。資本金又は出資金の額が1億円以下、かつ法人税額が年1,000万円以下の法人は標準税率が、それ以外の法人は超過税率が適用されます。

	法人税割(標準税率)	法人税割(超過税率)	均等割
23区内に事務所等がある場合	7.0%	10.4%	税率表 による
都内の市町村に事務所等がある場合	1.0%	2.0%	